

令和8年度に中学校入学予定のみなさんを対象とした特例措置について

(「興譲小・二中学区」又は「興譲小・四中学区」にお住まいの小学6年生の方)

現在「二中学区」又は「四中学区」にお住まいの児童のみなさんについては、令和8年度に通学区域が変更になることに伴い、令和7年度以前に中学校へ進学された兄弟がいる場合、原則として、別々の中学校へ進学することになります。

●令和8年度に中学校へ進学する児童の皆さんは、全員、「一中」へ進学します。

●令和7年度以前に中学校へ進学した生徒の皆さんは、「南成中」又は「北成中」へ移行することになります。

このように、「南成中」又は「北成中」へ移行する兄弟と「一中」へ進学することになる弟妹がいる場合に、兄弟姉妹が同一の中学校へ進学できるよう次のような特例措置を講じます。

(1) 弟妹（現小6年生）に関する特例措置（現中学2年生と現小学6年生の兄弟姉妹がいる場合）

- ① 令和8年度時点において、兄弟が中学3年生、弟妹が中学1年生として在籍することになります。
- ② 通学区域の変更により、「二中学区」又は「四中学区」から「一中学区」に変更となるため、令和8年度に「一中」へ進学することとなる現小学6年生の弟妹が、「二中」又は「四中」に入学し「南成中」又は「北成中」の中学3年生に進級する兄弟と同じ中学校に入学することができるよう特例措置を講じます。

※令和8年度に「二中」は「南成中」、「四中」は「北成中」へ移行します。

(2) 弟妹（現小6年生）に関する特例措置（現中学1年生と現小学6年生の兄弟姉妹がいる場合）

- ① 令和8年度時点において、兄弟が中学2年生、弟妹が中学1年生として在籍することになります。
- ② 通学区域の変更により、「二中学区」又は「四中学区」から「一中学区」に変更となるため、令和8年度に「一中」へ進学することとなる現小学6年生の弟妹が、「二中」又は「四中」に入学し「南成中」又は「北成中」の中学2年生に進級する兄弟と同じ中学校に入学することができるよう特例措置を講じます。

※令和8年度に「二中」は「南成中」、「四中」は「北成中」へ移行します。

参 考

令和9年度に中学校へ入学予定の弟妹の方がいらっしゃる場合、次の特例措置を受けることが可能になります。

兄弟の方は、現在の通学区域で中学校へ入学し、弟妹の方が同じ中学校へ進学することができる特例措置になります。（令和8年度になりましたら対象となる保護者の皆様へお知らせいたします。）

令和9年度の中学校入学者を対象とした特例措置

弟妹（現小5年生）に関する特例措置（現中学1年生と現小学5年生の兄弟姉妹がいる場合）

- ① 令和9年度時点において、兄弟が中学3年生、弟妹が中学1年生として在籍することになります。
- ② 通学区域の変更により、「二中学区」又は「四中学区」から「一中学区」に変更となるため、令和9年度に「一中」へ進学することとなる現小学5年生の弟妹が、「二中」又は「四中」に入学し「南成中」又は「北成中」の中学3年生に進級する兄弟と同じ中学校に入学することができるよう特例措置を講じます。

※令和8年度に「二中」は「南成中」、「四中」は「北成中」へ移行します。